

**[事案 2023-336] 解約取消請求**

・令和6年2月19日 不受理決定

**<事案の概要>**

死亡保険金受取人である申立人の長男（申立人の保佐人。以下、「長男」）の承諾なしに、募集人が申立人をそそのかして契約を解約させたことを不服として、解約の取消しを求めて申立てのあったもの。

**<不受理の理由>**

申立内容の適格性について審査を行った結果、契約者および被保険者である申立人と、死亡保険金受取人で保佐人である長男との利益が相反する事案であると考えられることから、裁定審査会より、家庭裁判所にて利害関係のない第三者を臨時保佐人として選任すること、選任された臨時保佐人による申立てに関する同意を取り付けることを依頼したが、長男より、臨時保佐人を選任しない旨の連絡があったことから、申立てを不受理とした。